



第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成18年（2006年）に国際連合^(※)が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約^(※)」という。）の批准に向けた国内法の整備や制度の改革を進めてきました。

平成23年（2011年）に改正した「障害者基本法^(※)」では、障害のある人の定義を見直すとともに、合理的配慮^(※)の概念が盛り込まれ、平成24年（2012年）には、従来の障害者自立支援法^(※)を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律^(※)」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正し、難病^(※)患者を障害福祉の対象に含めるなど制度改正を推進してきました。さらに、平成25年（2013年）には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律^(※)」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されました。この間、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律^(※)」（以下「障害者虐待防止法」という。）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律^(※)」（以下「障害者優先調達推進法」という。）、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」などが制定されています。

これら一連の法整備などを経て、平成26年（2014年）1月に「障害者権利条約」が批准されました。条約の批准により、障害のある人の権利の実現に向けた取組みが一層強化され、人権尊重についての国際協力が推進されることとなりました。

愛知県では、令和3年（2021年）に第4期愛知県障害者計画、第6期愛知県障害福祉計画（第2期愛知県障害児福祉計画を含む）が、障害福祉に関する総合的な計画として策定されます。

本市においては、平成29年（2018年）に「第3次犬山市障害者基本計画」と、その生活支援に関する実施計画「第5期犬山市障害福祉計画」及び「第1期犬山市障害児福祉計画」を策定し、「誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山」の基本理念のもと、市民協働で幅広い分野にわたる障害者福祉施策を推進してきました。

この度、障害のある人の自立や社会参加に向けた施策の一層の推進を図るため、「第6期犬山市障害福祉計画」及び「第2期犬山市障害児福祉計画」を策定します。

1 障害者制度の変遷

第1章

年	国の主な流れ	内容
H15 (2003)	支援費制度の導入 (平成15年4月1日)	従来の措置制度から転換し、障害のある人の自己決定によるサービスの利用が可能となる
H18 (2006)	障害者自立支援法施行 (平成18年4月1日)	障害者自立支援法に基づくサービス提供主体を市町村に一元化などの移行開始、利用者負担を応益負担へ変更
	教育基本法改正・施行 (平成18年12月22日)	障害のある人が十分な教育を受けられるよう必要な支援を講ずる旨を規定
H19 (2007)	障害者権利条約署名 (平成19年9月28日)	障害者の権利に関する条約(障害のある人の権利の実現のための措置等について定める条約)の批准に向けた取組みを開始
H23 (2011)	改正障害者基本法施行 (平成23年8月5日)	障害者制度改革の推進により、目的規定や障害者の定義、基本的施策に関する内容などを大幅に見直し
H24 (2012)	改正障害者自立支援法及び改正児童福祉法 ^(※) 施行 (平成24年4月1日)	利用者負担について応能負担を原則とし、障害者の範囲の見直し、相談支援体制の強化、障害児支援施設の一元化、障害児通所支援の創設
	障害者虐待防止法施行 (平成24年10月1日)	障害者に対する虐待の禁止や国などの責務、養護者に対する支援に関する施策などを規定
H25 (2013)	障害者優先調達推進法施行 (平成25年4月1日)	国や地方公共団体、独立行政法人などが物品やサービスを調達する際、障害者就労施設などから優先的・積極的に調達することを規定
	障害者総合支援法施行 (平成25年4月1日)	障害福祉サービスの充実など日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者の範囲の拡大、障害のある人への支援の拡大を推進
H26 (2014)	障害者権利条約批准 (平成26年1月20日)	条約の批准により、障害のある人の権利の実現に向けた取組みと人権尊重の国際協力を一層推進
H28 (2016)	改正障害者雇用促進法 ^(※) 施行 (平成28年4月1日)	雇用における差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助などを規定
	障害者差別解消法施行 (平成28年4月1日)	障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などを規定
H30 (2018)	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成30年4月1日)	障害のある人が望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を規定

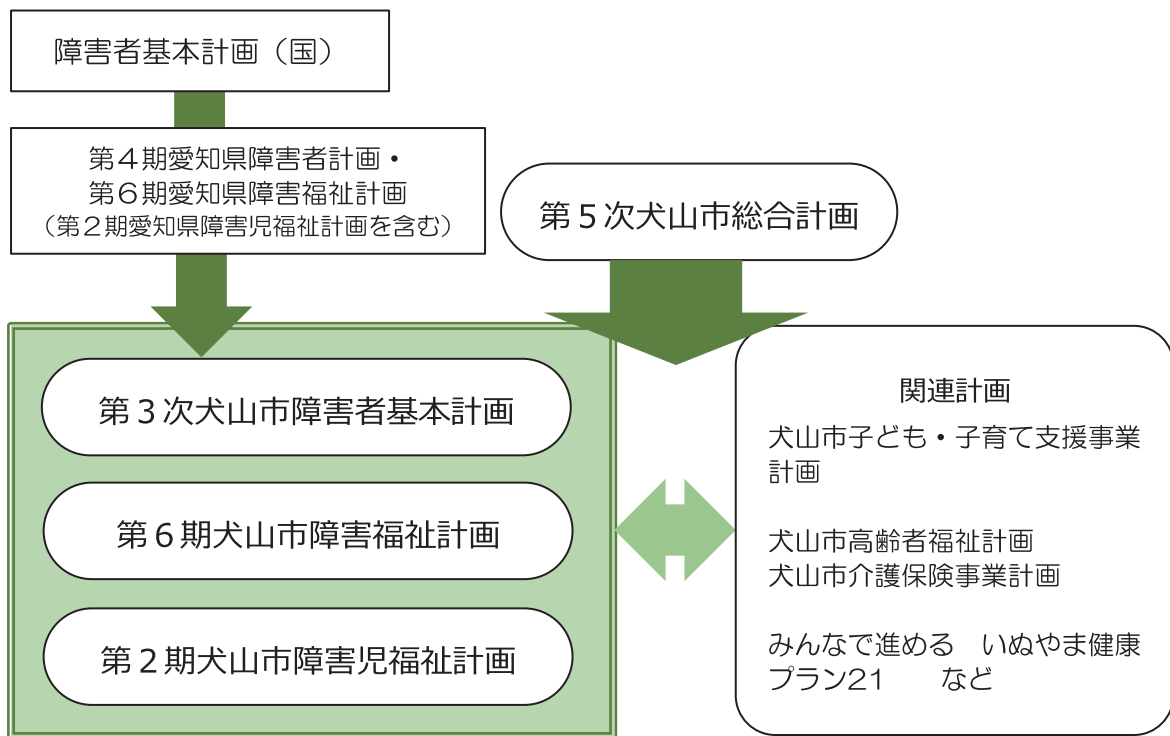
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「第6期犬山市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「第2期犬山市障害児福祉計画」を策定したものです。

「第3次犬山市障害者基本計画」は本市の障害者施策の基本方向、「第6期犬山市障害福祉計画」及び「第2期犬山市障害児福祉計画」は障害福祉サービス、相談支援及び地域支援事業、児童福祉法に基づくサービス量の見込みと確保に関する実施計画を策定しています。

また、本計画は国の「障害者基本計画^(※)」、愛知県の「第4期愛知県障害者計画・第6期愛知県障害福祉計画（第2期愛知県障害児福祉計画を含む）」、市の上位計画である「第5次犬山市総合計画」や関連計画などとの調整を図り、策定しています。

項 目	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法 (平成17年法律第123号)	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)
性 格	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)
位置づけ	- 障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画 - 第5次犬山市総合計画の関連計画 - 愛知県障害福祉計画と関連する計画	- 児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画 - 第5次犬山市総合計画の関連計画 - 愛知県障害児福祉計画と関連する計画



3 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は3年間で1期として作成することとされており、本計画は「第6期犬山市障害福祉計画・第2期犬山市障害児福祉計画」として、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を期間とします。

年度		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
国	障害者基本計画												
県	第4期愛知県障害者計画・第6期愛知県障害福祉計画（第2期愛知県障害児福祉計画を含む）（R3～）												
		あいち健康福祉ビジョン 2020 (H28～R2)											
市	犬山市 総合計画												
	犬山市 障害者基本計画	2次3次											
	犬山市 障害福祉計画	4期5期6期											
	犬山市 障害児福祉計画	1期2期											

4 障害者の定義

本計画において、「障害者」「障害のある人」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害^(※)を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」をいいます。

また、これらのうち満18歳に満たない者を「障害児」「障害のある児童」といいます。

5 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の変更内容

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に向けた改正ポイント

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に向けた考え方

①施設入所者の地域生活への移行に関する事項

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとし、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することが基本となっています。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する事項

市町村では、保健、医療・福祉関係者による協議の場の、開催回数、当事者や家族等も含め関係者ごとの参加者数、また、目標設定及び評価の実施回数を設定することが基本となっています。また、精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数の設定も基本となっています。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する事項

各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することが基本となっています。

④福祉施設から一般就労への移行等に関する事項

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とし、一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することが基本となっています。また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることが基本となっています。

⑤障害児支援の提供体制の整備等に関する事項

児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置し、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築及び主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することが基本となっている。また、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが基本となっています。

⑥相談支援体制の充実・強化等に関する事項

各市町村又は各圏域において、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する事項

障害福祉サービス等の質を向上させるため、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築することが基本となっています。